

(別記4)

## ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業

### 第1 事業の概要

本事業は、持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、ばれいしょ及びかんしょでん粉（以下「国産いもでん粉」という。）工場のより効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、国産いもでん粉工場の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第7の2に定める国産いもでん粉工場再編合理化計画（以下「再編合理化計画」という。）を作成しなければならない。

- 1 国産いもでん粉工場の合理化  
国産いもでん粉工場の廃止を伴う廃棄・撤去
- 2 国産いもでん粉工場の体質強化  
国産いもでん粉工場の処理能力の向上等に資する施設等の整備

### 第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 3 第1の2の補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行ううえでの不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

また、既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）については、補助の対象外とする。

- 4 施設の附帯施設のみの整備は、本事業の補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とするものとする。

### 第3 応募主体の要件

- 1 応募主体は、次に掲げるものとする。

(1) 市町村

- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合
- (4) ばれいしょでん粉製造企業
- (5) かんしょでん粉製造企業
- (6) 廃棄施設協議会

2 1の(6)の者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア でん粉製造企業、市町村、農業協同組合等、当該施設に係る再編合理化の計画に関する全ての関係機関により構成された協議会であること。

イ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

#### 第4 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、第5の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している施設等が、第5の成果目標の達成に直結するものであること。

#### 第5 成果目標及び目標年度

1 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。

- (1) 再編後の製造コストを3%以上削減
- (2) 再編後の工場の稼働率が10%以上向上

2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

#### 第6 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 国産いもでん粉工場の合理化

(1) 補助対象となる国産いもでん粉工場

補助対象となる国産いもでん粉工場は、再編合理化計画において、廃止の対象となっている国産いもでん粉工場（以下「廃止工場」という。）の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。

(2) 補助対象経費

ア 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)のアからウまでに掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（他の国産いもでん粉工場への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃止工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、国産いもでん粉工場の廃棄・撤去後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

#### イ 廃止工場の施設等の残余財産相当額の補てん

(ア) 補助対象は、国産いもでん粉工場（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。以下同じ。）を廃止する際に、2の(2)のアからウまでに掲げる施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。以下同じ。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該国産いもでん粉工場において(ア)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

(ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

a (ア)又は(イ)の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃止工場の営業年度又は事業年度等をいう。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

b 廃止工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象としない。

c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)並びに(ウ)のa及びbの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

(エ) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(ウ)のaの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

## 2 国産いもでん粉工場の体質強化

### (1) 補助対象となる国産いもでん粉工場

補助対象となる国産いもでん粉工場は、再編合理化計画において、製造コスト

の削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこと  
としている国産いもでん粉工場とする。

(2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 製造施設等

受入、洗浄、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、ボイラー、換気・空調、分析等に係る設備その他国産いもでん粉の製造に必要な設備の整備

イ 排水処理等施設

沈砂池、嫌気池、曝気池及び貯留池の整備

ウ 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）その他必要な建築物の整備

エ その他

製造施設等、排水処理等施設及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

第7 事業実施計画書等の作成

1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式4-4-1により行うものとする。

2 再編合理化計画の策定等

(1) 再編合理化計画の趣旨

国産いもでん粉工場の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画書の作成

再編合理化計画書は様式4-4-2により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

3 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記4-1「ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書及び再編合理化計画書と併せて農産局長に提出するものとする。